

各所属長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

建設工事関連業務委託に係る最低制限価格について（通達）

島根県警察が発注する建設工事関連業務委託の最低制限価格については、設計金額が1,000万円未満の業務委託（測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償コンサルタント）における最低制限価格を設定した入札の実施について（平成30年3月7日島会甲第394号。以下「旧通達」という。）により取り扱っているところであるが、この度、最低制限価格の設定基準を見直し、下記のとおり適用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は効力を失う。

記

1 最低制限価格を設定した入札を行う対象業務委託

設計金額が1,000万円未満の業務委託（測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償コンサルタント）とする。

2 最低制限価格の算定方法

次に定める基準により、算定するものとする。

業務区分	項目①	項目②	項目③	項目④	基準価格
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	—	諸経費の48%	①～④の合計額 (※1)
地質調査業務 (一般調査業務)	直接調査費の額	間接調査費の額	—	諸経費の48%	①～④の合計額 (※1)
地質調査業務 (解析等調査業務)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の75%	一般管理費の48%	①～④の合計額 (※1)
土木コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の75%	一般管理費の48%	①～④の合計額 (※1)
建築コンサルタント 業務	直接人件費の額	特別経費の額 (構造適合判定 手数料を除く)	技術経費の50%	諸経費の60%	①～④の合計額 (※1)
補償コンサルタント 業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の75%	一般管理費の45%	①～④の合計額 (※1)

(※1)：概ねの数値である。

3 適用日

本通達施行日以降に、入札公告、指名通知を行う業務委託から適用する。